

法制審議会民法(相続関係)部会第13回会議提出資料

可分債権の取扱い(相続預金)等に関する意見の補足

平成28年6月21日

三井住友銀行 法務部
浅田 隆

1. 甲案における相続開始後出金の規律のあり方

- 銀行実務では、以下のような紛争に巻き込まれることがある。※1

前提

- 相続開始時の預金 : 60万円
- 相続人 : A・B・C(相続分各3分の1)

事案

- ① 相続開始後、被相続人と同居していたAがその事実を銀行に秘したまま※2、ATMで40万円の払い戻しを受け、残高は20万円に減少。
- ② B及びCが、自己の法定相続分であるとして20万円(相続開始時残高60万円×1/3)の支払いを銀行に請求。
- ③ 銀行は、B及びCにいくら払い戻すべきか。なお、銀行は、誰が40万円の払戻しを受けたかは分からない。

※1 公刊された類似の裁判例として、「広島地裁平成21.8.7」(金判1341号38頁)、「東京地判平成21.11.15」(金法1933号32頁)などを参照。

※2 預金者死亡の事実を銀行が知らされれば出金停止措置が講じられるが、そうでない限り、キャッシュカードと暗証番号による出金は可能である。

1. 甲案における相続開始後出金の規律のあり方

- 以下の考え方があり得るが※1、定説はなく、銀行も紛争に巻き込まれることになる(銀行実務の主流は①と思われる)。甲案の下でもこの問題は継続する。

1 請求時残高20万円 $\times 1/3 = A \cdot B \cdot C$ に6万6,666円ずつ払い戻す。※2

2 請求時残高20万円について早い者勝ちとし、先に請求した相続人に20万円全額を払い戻す。後に請求した相続人は一切払戻しを受けられない。

3 B及びCが40万円の出金者が自分でないことを証明するまで一切払い戻さない(出金された40万円のうちにB及びCの相続分が含まれていると考える)。B及びCが立証に成功したと考えられる場合は、①又は②の考え方を採って払い戻す。

※1 問題を単純化するため、40万円の払戻しについては民法478条により免責されると仮定し、残額を誰に払い戻すべきかという論点のみを取りあげた。

※2 出金者がAと特定できていれば20万円 $\times 1/2 = B \cdot C$ に10万円ずつ払い戻すことになる。

2. 民法478条の解釈論（⇒前葉①による解決案）

- 前回（第12回）会議にて、事務当局より、「このような勝手払い事案においては、銀行側に民法478条の免責が適用される限り、実際には請求時の債務残高でのみ弁済義務を負うことになると考えられるのではないか」との見解が示されたとの認識。
- かかる見解については、敷衍するに次のように理解できるのではないか。
 - －（銀行側が被相続人に相続が発生したことを知らない間に）被相続人の預金口座から払戻しがなされた場合は、「被相続人の預金」についての払戻しとみなされ、民法478条の対象も、「被相続人の預金への払戻し」（60万円に対する40万円の払戻し）となる。
 - －これを可分債権に引き戻すと、下記パターンαのように分割債権額に按分のうえ払戻し（弁済充当）がなされたと理解され（パターンβのようにAの20万円とB.Cから10万円ずつとはならない）、当該払戻しにつき、民法478条の対象となる。
- この場合、銀行は、残額（20万円）の払戻時に、A払戻しの実事を知っていたとしても、A.B.C夫々に6.7万円（20万円-13.3万円）払戻すことになる（東高判平成27年11月26日同旨。金融・商事判例No.1484 25頁）。
- なお、終局的な解決は、B.Cが、Aに不当利得請求等を行うことで図ることになると思われる。

〈充当額の考え方〉

パターンα

A	B	C
20万円	20万円	20万円
13.3万円	13.3万円	13.3万円

パターンβ

A	B	C
20万円	20万円	20万円
20万円	10万円	10万円